

愛知県立特別支援学校学則の一部改正について

このことについて、愛知県立特別支援学校学則の一部を改正したいので、別紙案を添えて請議します。

平成25年12月19日提出

教育長 野村道朗

説 明

この案を提出するのは、愛知県立豊橋特別支援学校の分教室を設置すること並びに愛知県立小牧特別支援学校及び愛知県立大府特別支援学校に知的障害のある生徒を対象とした高等部の学級を設置することに伴い、所要の改正を行う必要があるからである。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則の概要

1 改正の理由

次の2点に伴い規定を整備する必要があるため。なお、平成24年12月の愛知県立学校条例の一部改正により、愛知県立特別支援学校の名称の表示は「養護学校」から「特別支援学校」に改められる（平成26年4月1日施行）。

- (1) 東三河山間地域における特別支援学校への長時間通学の解消を図るため、愛知県立田口高等学校の施設を活用して、愛知県立豊橋特別支援学校の分教室を設置する。
- (2) 愛知県立半田特別支援学校及び愛知県立春日台特別支援学校の過大化への当面の対応として、同地区にある愛知県立小牧特別支援学校及び愛知県立大府特別支援学校に、知的障害のある生徒を対象とした高等部の学級を設置する。

2 改正の内容

別表の愛知県立豊橋特別支援学校、愛知県立小牧特別支援学校及び愛知県立大府特別支援学校の項に、それぞれ知的障害のある生徒を対象とした高等部の学級に係る規定を追加する。

3 施行期日

平成26年4月1日

4 その他

愛知県立豊橋特別支援学校の分教室については、名称を「愛知県立豊橋特別支援学
校山嶺^{さんれい}教室」とする。

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十五年十二月 日

愛知県教育委員会委員長 豊 島 半 七

愛知県教育委員会規則第 号

愛知県立特別支援学校学則の一部を改正する規則

愛知県立特別支援学校学則（昭和三十九年愛知県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

別表愛知県立豊橋特別支援学校の項を次のように改める。

愛知県立豊橋特別支援学校	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	

別表愛知県立小牧特別支援学校の項を次のように改める。

愛知県立小牧特別支援学校	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	肢体不自由		高等部	普通科	三年	

別表愛知県立大府特別支援学校の項を次のように改める。

愛知県立大府特別支援学校	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	病弱（身体虚弱を含む。）		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	病弱（身体虚弱を含む。）		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	病弱（身体虚弱を含む。）		高等部	普通科	三年	
	知的障害		高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
	病弱（身体虚弱を含む。）		高等部	普通科	三年	

附 則

この規則は、平成二十六年四月一日から施行する。

愛知県立特別支援学校学則の一部改正新旧対照表

(障害種別等)

第一条 各愛知県立特別支援学校(以下「学校」という。)の教育の対象とする障害種別、部及び科、学科、修業年限並びに入学資格は、別表のとおりとする。

新

別表(第一条関係)

名称	障害種別	部	学科	修業年限	入学資格
愛知県立名古屋盲学校の項から愛知県立港特別支援学校の項まで 略					
知的障害	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
知的障害	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
愛知県立岡崎特別支援学校の項から愛知県立安城特別支援学校の項まで 略					
知的障害	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
知的障害	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
愛知県立小牧特別支援学校					
知的障害	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
愛知県立いなざわ特別支援学校の項 略					
知的障害	知的障害	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	

旧

別表(第一条関係)

名称	障害種別	部	学科	修業年限	入学資格
同上					
愛知県立豊橋特別支援学校	肢体不自由	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
愛知県立小牧特別支援学校	肢体不自由	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
同上					
愛知県立小牧特別支援学校	肢体不自由	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	
同上					
愛知県立小牧特別支援学校	肢体不自由	高等部	普通科	三年	学校教育法第五十七条に規定する者
		小学部	普通科	三年	

愛知県立佐織特別支援学校の項以下 略	愛知県立大府 特別支援学校		病弱(身体 虚弱を 含む。)	
	高等部	中学部	小学部	
	普通科			
	三年	三年	六年	
	学校教育法第五十七条 に規定する者			

同上	愛知県立大府 特別支援学校		病弱(身体 虚弱を 含む。)	
	高等部	中学部		
	普通科			
	三年	三年		
	学校教育法第五十七条 に規定する者			